大阪府都市整備部（住宅建築局を除く。）土木工事災害時等施工能力事前審査要綱　新旧対照表

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 新（改訂後） | 旧（改訂前） | 備考 |
| （趣旨）  第１条～第４条　（略）  （事前登録申請書の審査）  第５条　（略）  ２　（略）  　審査基準  　ア　（略）  　イ　（略）  　ウ　（略）  　エ　（略）  　　二　ダンプトラックについては、以下のすべての要件を満たすものであること。  ㋐積載重量２ｔ積み以上  ㋑自動車検査証の車体の形状欄が「ダンプ」で、荷台が着脱式でないこと  ㋒土砂等の運搬が禁止されていないこと（自動車検査証の備考欄に「積載物は、土砂等以外のものとする。」という記載がないこと）  オ～コ　（略）  第６条～第10条　（略）  附則  　本要綱は、令和５年１月５日から施行する。  附則  　本要綱は、令和５年12月１日から施行する。 | （趣旨）  第１条～第４条　（略）  （事前登録申請書の審査）  第５条　（略）  ２　（略）  　審査基準  　ア　（略）  　イ　（略）  　ウ　（略）  　エ　（略）  　　二　ダンプトラックについては、以下のすべての要件を満たすものであること。  ㋐積載重量２ｔ積み以上  ㋑自動車検査証の車体の形状欄が「ダンプ」であること  ㋒土砂等の運搬が禁止されていないこと（自動車検査証の備考欄に「積載物は、土砂等以外のものとする。」という記載がないこと）  オ～コ　（略）  第６条～第10条　（略）  附則  　本要綱は、令和５年１月５日から施行する。 | （修正）  ⇒要綱と申請説明書の記載が異なっていたため統一。 |